

早期審査(特許出願)ができます

中小企業・個人の方であれば、
特許審査を早く受けられます！

1.早期調査の対象となる出願

出願審査請求を行った中小企業・個人の方の出願は全て対象となります。

2.早期審査手続きの手数料

早期審査の手続に関しては、手数料は必要ありません。無料！

※審査請求料は必要となります。

3.申出の効果

出願審査請求後、審査順番待ち期間の平均27ヶ月が、申出から2～3ヶ月に短縮されます。

4.利用方法

早期審査に関する事情説明書を特許庁へ提出する必要があります。

5.その他

- 中小企業・個人の方が早期審査に関する事情説明書を作成する場合、既に知っている文献(一般的な背景技術を表す文献等)を記載すれば充分です。詳細は、「早期審査・早期審理ガイドライン」(特許庁ホームページに掲載)をご覧ください。
- 中小企業・個人の方が先行技術調査を行う場合、無料の「中小企業等特許先行技術調査支援事業」を活用できます。
- 審判を早くするための早期審理制度もあります。

詳細は、特許庁HP <http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>をご覧ください。

